

○ 付議事案

「ハローワークにおいて雇用保険の失業等給付に関する仮手続の案内を確実に行ってほしい。」

第 120 回会議

1. 開催日 令和 6 年 12 月 5 日（木）
2. 場所 大手前合同庁舎 11 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、大草委員、白井委員、砂田委員、藤原委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
 - 本人が受給資格の仮決定の制度に気付かなかったとすれば、公共職業安定所としてもう少し的確な案内を行うなどの対応ができたのではないか。
 - 退職時の手続で、事業主と離職者との間でトラブルになることがよくある。受給資格の仮決定は、そのような場合の救済措置制度に当たるので重要である。
 - 兵庫労働局のホームページでの案内を確認したが、受給資格の仮決定そのものについて説明がなく、もっと親切に案内すべきである。
 - 兵庫労働局は、過去に公共職業安定所に受給資格の仮決定に関する通知を出しており、同局でも制度の必要性は理解していると思うので、離職者にホームページ、チラシ等で制度を案内すべきである。
 - 離職票の交付が遅れて不利益を被ったなどの話を聞く。本件の相談者のような離職者は、事業主が速やかに離職票を交付していれば不利益は被らなかったのではないか。離職者救済のため、離職票が速やかに交付されるようにすべきである。

（当局ホームページ：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>）